

令和7年度 伊丹市立天王寺川中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立天王寺川中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、「自分を育て 自分を生かし 社会を明るく」という校訓のもと、「夢と誇りのある生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、自ら学び、考え、行動する力と豊かな心を育むことを目指している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本方針全体計画を定める。また、重大事態の対応は関係機関と連携し慎重に対応する。

(3) 法的根拠

本校の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

① 生徒指導の経緯

本校は過去に生徒指導上の諸問題が多発し、教育活動に支障をきたすことがあった。また、家庭環境の急激な変化等の様々な生活上の課題を抱えながら登校している生徒もいる。このような状況の中、生徒指導上配慮を要する生徒の多くは、コミュニケーション能力や自己学習力の不足などから自尊感情や自己肯定感の低さにつながっている。特に近年のスマートフォン等の所持率の増加から、SNS等を中心に人間関係のトラブルが増加傾向にあり、いじめの温床となるケースが考えられる。

そこで、授業規律の徹底を図り、共感的な人間関係のもと、自己有用感を育む場面や自己決定をする場面の多い授業を創造するとともに、特別支援教育の視点を取り入れた生徒指導により、個々の生徒の実情に応じたきめ細やかな指導に努め、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

② 生徒指導の考え方

生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。

本校における生徒指導が、すべての生徒の個々の人格のよりよい形成を促すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指していく。また生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで本校教育において重要な意義を持つものであると考える。

さらには、生徒指導が、教育課程の内外において生徒の心身の健全な成長を促し、現在及び将来における自己実現を図るための能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じて行われるよう努めていく。

本来、生徒指導は生徒と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。

生徒指導提要改訂版（令和4年12月）を基に、生徒指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、生徒のきめ細かな実態把握、生徒自身が考え、判断する力を養えるように計画的に取り組む。

③ 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別指導、補充的な学習指導、随時の教育相談、部活動など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校においては、特に生徒に自己肯定感を持たせることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「自ら進んで学び合い、認め合う生徒の育成」を目指している。また、特別活動の充実による望ましい学級集団づくりや自尊感情の育成、道徳教育の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要であることから、週1回定期的に開催する生徒指導委員会を「いじめ対応チーム」として位置づける。また原則として学期に1回「いじめ対策会議」を開催する。

「いじめ対応チーム」の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとし、その他必要に応じたものとする。

また、協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、その進捗状況、生徒の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針や具体的な取組計画等である。

「いじめ対応チーム」の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか、組織的な取組を推進する。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校の校訓の3つ目、「社会を明るく」は、地域と密着し貢献できる人材の育成を目指している。この校訓に則り、本校はかねてより、地域や家庭との連携の推進を図り、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきた。今後も、PTAや地域の社会福祉協議会、保護司会、補導委員連合会等と連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 生徒会等による主体的な活動

生徒指導の目的である、自己指導の能力や自己実現のための態度の育成は、本校の生徒会活動の目標と密接に関わっている。

そのため、本校では、開発的な生徒指導の観点から、生徒会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

ネットいじめへの対応は、インターネット上の不適切な書き込み等を発見した場合、被害の拡大を防ぐため慎重かつ迅速に対応する。名誉棄損やプライバシー侵害等は、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて警察、法務局に協力を依頼する。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対応チームで調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関と協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される中学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、生徒や学校運営協議会、PTA運営委員会をはじめ、三者懇談会、家庭訪問、学校補導連絡会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が現状に即して効果的に機能しているかについて、生徒指導委員会（いじめ対応チーム）を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

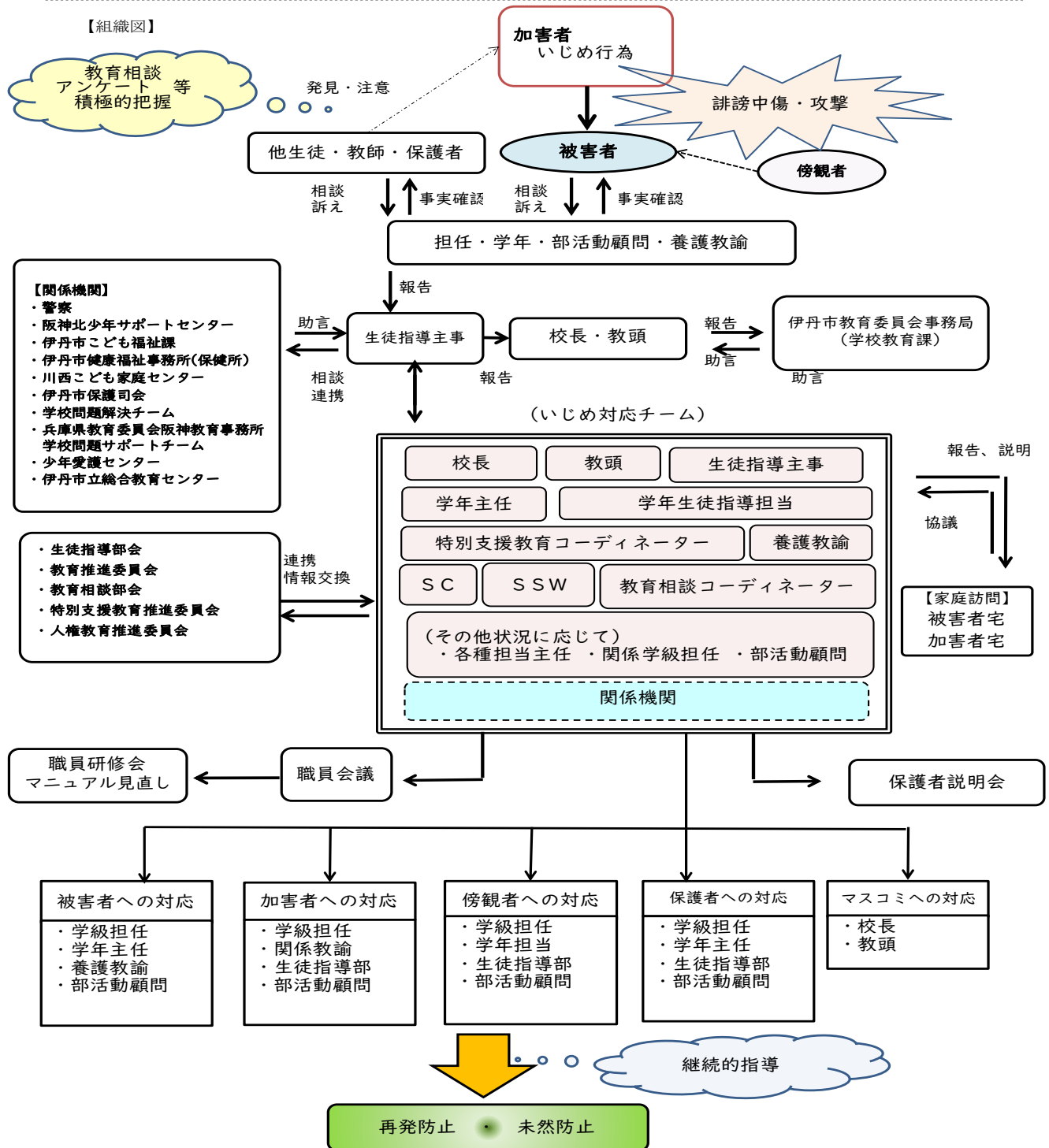
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが生徒指導委員会（いじめ対応チーム）である。

*対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル 改訂版」（令和7（2025）年3月版）を参照

生徒指導委員会（いじめ対応チーム）について

○校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）で編成する。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業づくり、生徒指導等について、尋ねたり、相談したりするなど、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりが大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起きている集団

記入日 年 月 日 ()

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- ☐ にやにや、へらへらしている
- ☐ おどおどしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 表情が暗く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。

II 年間指導計画

別紙3

校訓	自分を育て 自分を生かし 社会を明るく	学校教育目標	夢と誇りのある生徒の育成 ～自ら学び、考え、主体的に行動する 心豊かな生徒の育成～
----	---------------------------	--------	--

めざす生徒像	(1) 自制心を持ち、最後までやり抜く生徒 (2) 自ら考え、判断し、実行できる生徒 (3) 学び方を身につけ、粘り強く取り組む生徒 (4) 他を思いやり、礼儀正しい生徒 (5) 心身ともに健やかでたくましい生徒
--------	--

いじめ対応チーム	校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、 養護教諭、特別支援教育コーディネーター 教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー（SC） スクールソーシャルワーカー（SSW） ＊状況に応じて関係職員等も含めて編成
----------	---

《年間指導計画》

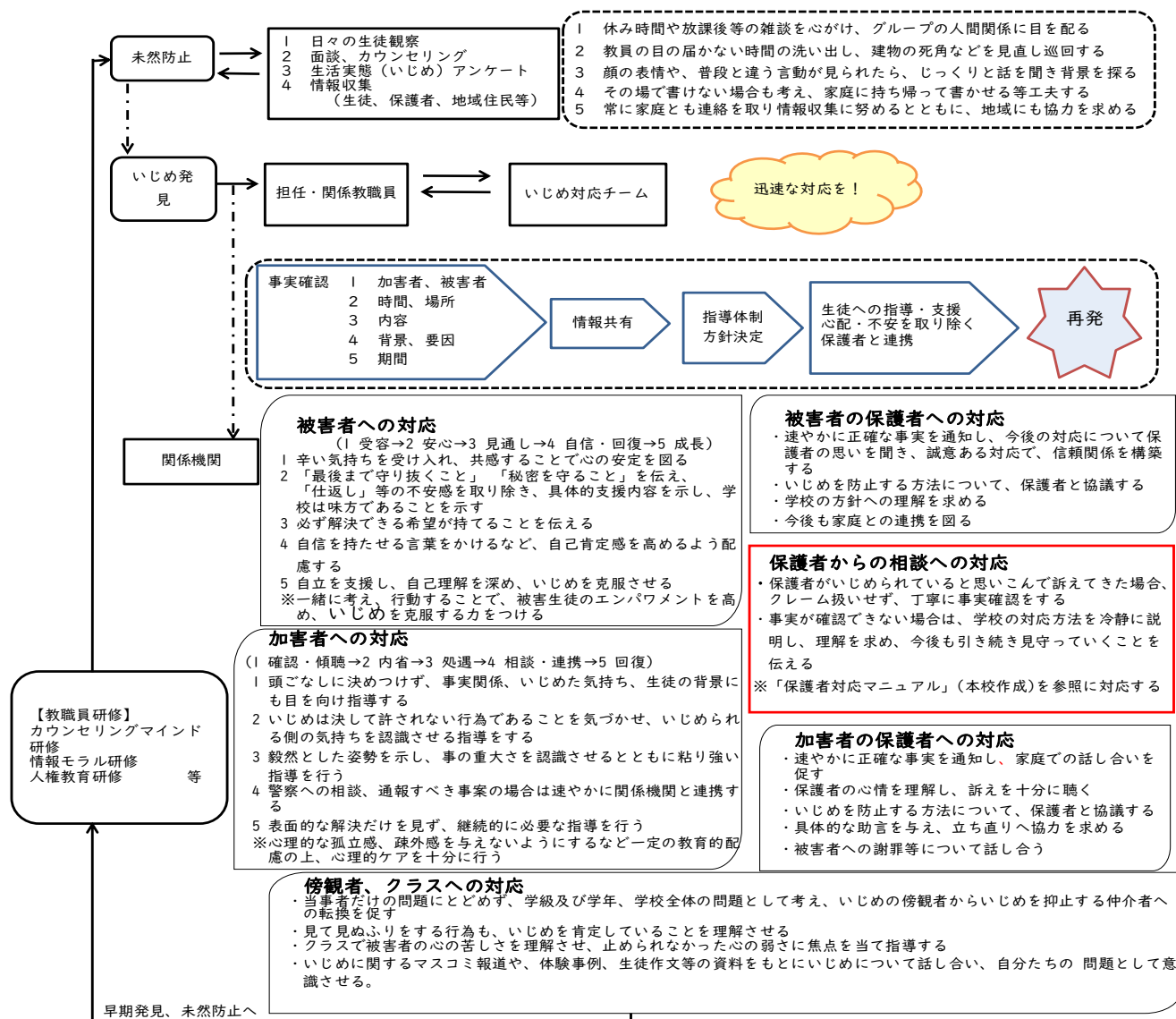
	職員の取り組み	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対応チーム（いじめ対策会議） ・指導方針の確認 ・1学期計画作成 職員会議 ※1	学級・学年関係づくり よりよい中学校生活アンケート 道徳・特別活動計画に反映 二者懇談		1)すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2)いじめ対応チームを中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3)各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 4)各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。
5月	生徒・保護者向け啓発／研修 ・オープンスクール ・学年別生徒指導講演会 ・PTA総会、保護者会 ※3	（1年林間学校） （2年校外学習）（3年修学旅行） hyper - QU 実施 ※8 教育相談・生活実態アンケート ※4		
6月	いじめ実態把握の調査（市教委） ※6	（2年トライやる・ウィーク）（1・3年校外学習） 道徳・人権教育講演会 ※2 いじめ実態把握調査 ※6 教育相談週間 ※5 個人面談・個人状況把握		危機管理の心構え「さしすせそ」 さ：最悪を想定する し：慎重に対処する す：素早く対処する せ：誠意を持って対処する そ：組織全体で対処する
7月	全校一斉学習（伊丹警察少年係による青少年教育講演会）		三者懇談 個別面談 個人状況把握 ※7	
8月	（校内研修会）カウンセリングマインド研修等 （学年研修）hyper - QUの結果から、個別に分析 心配な生徒への家庭訪問 ※10			※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。 ※2 道徳・人権教育講演会 人権意識の向上、道徳心の涵養を図るため、全生徒・保護者・天王寺川中学校ブロック教員を対象に講演会を実施する。 ※3 生徒・保護者向け啓発／研修 オープンスクール等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。 ※4 生活実態（いじめ）アンケート 行事実施にむけ、状況把握し、各学期に生活実態アンケートやいじめ実態把握のアンケートを実施する。 ※5 教育相談週間（個人面談・状況把握） 年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起っていないかどうかを確認する。 ※6 いじめ実態把握調査 生徒、保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施し、その調査状況を元に特別支援の計画等を作成する。 ※7 青少年育成講演会 夏休み前に、伊丹警察生活安全課から講師を招いて青少年育成について講演会を実施する。 ※8 学級・学年づくり／人間関係づくり 1学期、2学期を通してhyper - QU、を活用しクラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で学習するとともに、ふるさと貢献活動等で体験する。 ※9 人権教育研修／情報モラル研修 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。 ※10 家庭訪問 全学年で、担任や学年グループ、部活動顧問が、休業中など、随時家庭訪問を行う。
9月	いじめ対応チーム（いじめ対策会議） ・情報共有	学級・学年関係づくり 教育相談・生活実態アンケート ※4 （体育大会）		
10月	オープンスクール	教育相談週間 ※5 （学習発表会） （合唱コンクール）	個人面談・個人状況把握	
11月	いじめ実態把握の調査（市教委） ※6	hyper - QU 実施 ※8 いじめ実態把握調査 ※6 （3年生校内球技大会）		
12月	いじめ対応チーム（いじめ対策会議） ・情報共有 ・3学期計画作成 人権教育研修 ※9		三者懇談 個別面談 個人状況把握	
1月	（学年研修）hyper - QUの結果からクラスの状況の変化を確認する。	学級・学年関係づくり （1・2年生百人一首大会）		
2月	オープンスクール 実態把握（いじめ）のためのアンケート調査（学校独自）	教育相談・生活実態アンケート ※4		
3月	いじめ対応チーム（いじめ対策会議） ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正 いじめ実態集約	教育相談週間 ※5 （1・2年生 校内球技大会） 次年度に向けクラスづくり	個人面談・個人状況把握	

※10

Ⅲ 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが万一発見した場合には、いじめ対応チームを中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応

訴えは、生徒が保護者からが多い

いじめ発見・相談

書き込みの確認、内容保存

プリントアウト、カメラ撮影

掲示板管理者へ削除依頼
(利用規約を確認し学校のパソコン等から行う)

削除されない場合

県警本部サイバーセキュリティ捜査高度化センター
法務局人権擁護課 等に相談

☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込みでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながる、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook、Instagram等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事態）が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口にして、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。